

事務連絡
令和6年7月12日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきまして、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

イベント名	第35回岐阜県農業フェスティバル (主催：岐阜県農業フェスティバル実行委員会)
募集事業所数	2事業所×2日間で調整中
販売日時	令和6年10月26日(土) 10:00~16:00 令和6年10月27日(日) 9:00~16:00
販売場所	岐阜県庁周辺 ※OKB ぎふ清流アリーナまたは屋外
申込期限	令和6年7月25日(木)
備考	<ul style="list-style-type: none">・出店は、岐阜県産農畜水産物および岐阜県産農畜水産物を用いた加工食品を主に扱う必要があります。・「地産地消ぎふ応援団」に登録済または、今回登録に同意する事業所のみ出店可。・その場で調理を要すものは販売不可です。・テントおよび販売台は、主催者で準備をします。・天災等により、やむを得ず販売イベントを中止する場合があります。 (参考) 令和5年度の売上実績：221,950円(2事業所×2日間)

◎コンプライアンス(法令遵守)について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法(通称PL法)が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。

◎お申し込み方法について

・イベントは添付書類『令和6年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込期限までに下記の番号にFAXしてください。

FAX番号 058-275-4888

◎販売方法について

各事業所の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL058-201-1561 / FAX 058-275-4888

メール gifu-selpshien@winc.or.jp

担当：野村

令和6年度イベント出店申込書

イベント名	第35回岐阜県農業フェスティバル				
販売日	() 令和6年10月26日(土) () 令和6年10月27日(日) ↑出店可能な日に○をつけてください。				
事業所名	【事業所名】 【所在地】				
連絡先	TEL () FAX () 記入者名 ()				
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	産地をご記入ください (例：岐阜県産)
	1		@		
	2		@		
	3		@		
	4		@		
	5		@		
	6		@		
	7		@		
	8		@		
	9		@		
	10		@		
特記事項	ご要望等ございましたら、ご記入ください。				

岐阜県セルプ支援センター行き
FAX058-275-4888